第十条第三項中「により電子情報処理組織」を「により行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織（第二十四条第一項において「電子情報処理組織」という。）に、「同法」を「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」に改める。

第十二条第一項から第三項まで並びに第十三条第二項及び第三項中ただし書を削る。

第十五条第一項から第三項までの規定中ただし書を削り、同条第五項中「（第三項ただし書の規定により行われた許可の内容の変更にあつては、財務大臣）」を削る。

第二十四条第一項中「電子情報処理組織」を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第三条第一項の規定により電子情報処理組織」に改める。

第二十八条第一号中「及び許可証の交付」を削る。

○防衛省令第九号

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十四号）の施行に伴い、並びに自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十三条、第三十五条第二項、第三十六条第三項、第三十七条第二項、第五十三条及び第五十四条第二項、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第五条において準用する同法第二条第三項第三号及び第三条第一項、防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第四条並びに防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第二十八条第一項第一号の規定に基づき、自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月十日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊法施行規則等の一部を改正する省令

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条　自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第十六条の次に次の一条を加える。

（自衛官候補生の服制）

第十六条の二　自衛官候補生の服制は、前条に規定する各自衛官の服制に準ずるものとする。

第二十条中「、自衛官」の下に「、自衛官候補生」を加える。

第二十一条第一項中「除く。）」の下に「、自衛官候補生」を加え、同条第二項中「自衛官」の下に「自衛官候補生、」を加える。

第二十二条第二項中「自衛官及び」を「自衛官、自衛官候補生及び」に改める。

第二十四条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3　自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の当該自衛官としての階級は、二等陸士、二等海士又は二等空士とする。

第二十五条に次の一項を加える。

2　自衛官候補生の採用は、年齢十八歳以上二十七歳未満の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

第二十六条第一項中「又は二等空士」を「若しくは二等空士又は自衛官候補生」に改める。

第二十七条第一項中「自衛官」の下に「及び自衛官候補生」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第八号中「奇型」を「奇形」に改め、同項第九号中「の外」を「のほか」に、「基準。」を「基準」に改め、同条第二項中「自衛官」の下に「及び自衛官候補生」を加える。

第二十七条の二の次に次の一条を加える。

（自衛官候補生の任用期間）

第二十七条の三　法第三十六条第三項に規定する防衛省令で定める自衛官候補生の任用期間（以下この条において「任用期間」という。）は、三月とする。ただし、任命権者は、次に掲げる場合には、引き続いて法第三十六条第二項に規定する教育訓練（以下この条において「教育訓練」という。）を受けさせるために、防衛大臣の承認を得て、三月を超えない範囲内で任用期間を延長することができる。

一　心身の故障のため任用期間内に教育訓練を修了させることができないが、引き続いて教育訓練を受けさせることにより修了の見込みがあると認められる場合

二　教育訓練を受ける自衛隊の部隊等において、感染症の発生の予防又はそのまん延を防止するため教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

三　地震、水害、火災その他の災害により、教育訓練を受ける自衛隊の部隊等の施設が損壊し教育訓練が停止されることにより任用期間内に教育訓練を修了させることができない場合

四　前各号に掲げる場合のほか、特別の事情があると認められる場合

第二十九条第一項中「別表第七に定める期間」の下に「（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）」を、「八割の期間」の下に「（自衛官候補生から引き続いて自衛官に任用された者の一等陸士、一等海士又は一等空士への昇任にあつては、同表に定める期間の八割の期間から当該自衛官候補生としての任用期間に相当する期間を減じた期間）」を加える。

第三十九条中「学生」を「自衛官候補生、学生」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（自衛官候補生の服務の宣誓）

第三十九条の二　自衛官候補生となつた者は、次の宣誓文を記載した宣誓書に署名押印して服務の宣誓を行わなければならない。

宣　誓

私は、自衛官候補生たるの名誉と責任を自覚し、日本国憲法及び法令を遵守し、常に徳操を養い、人格を尊重し、心身を鍛え、知識をかん養し、政治的活動に関与せず、専心自衛官として必要な知識及び技能の修得に励むことを誓います。

第四十四条第一項及び第五項、第四十六条並びに第五十条中「学生」を「自衛官候補生、学生」に改める。

第五十九条中「二年（又は三年）の」を削る。

別表第二から別表第四までの規定中「長官」を「防衛大臣」に改める。

別表第二㈠イの表階級章の項中

陸士長から二等陸士まで	濃緑色の布製台地にV字形金線をつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
三等陸士	濃緑色の布製台地にV字形金線をつけたものとする。

を

形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。

」